

別表第 1 （第 5 条第 1 号関係）

行為	図書の種類
建築物の建築等又は工作物の建設等	(1) 建築概要 (2) 位置図 (3) 敷地及び外構配置図 (4) 平面図 (5) 彩色立面図 (6) 外観パース図（彩色） (7) 現況写真 (8) 工程表
開発行為又は特定開発行為	(1) 開発概要 (2) 位置図 (3) 敷地及び外構配置図 (4) 造成計画図（平面・断面） (5) 土地利用計画図 (6) 伐採計画平面図（残置・造成森林の範囲・面積のわかる図表） (7) 外観パース図（彩色） (8) 現況写真 (9) 工程表
樹木の伐採	(1) 伐採計画概要 (2) 植樹計画概要 (3) 位置図 (4) 敷地配置図 (5) 伐採/植樹計画図 (6) 現況写真 (7) 工程表
土石・資材・その他の堆積	(1) 堆積計画概要 (2) 位置図 (3) 敷地配置図 (4) 平面及び断面図 (5) 現況写真 (6) 工程表

別表第 2（第 7 条第 1 項関係）

行為	規模
建築物の建築等	(1)延べ床面積 1,000 平方メートル又は容積率 150 パーセントを超えるもの (2)高さ 15 メートルを超えるもの
工作物の建設等	高さ 15 メートルを超えるもの
開発行為 特定開発行為 樹木の伐採 土石・資材・その他の堆積	面積 3,000 平方メートルを超えるもの

別表第3（第8条第6項関係）

行為	図書の種類
建築物の建築等 又は工作物の建設等	(1) 建築概要（以下についての概要） ・ 建築物又は工作物の名称、高さ、床面積、階数、用途 ・ 建築主の事業概要及び建築実績 ・ 予定工期、設計者、施工者 等 (2) 位置図 (3) 敷地及び外構配置図 (4) 平面図 (5) 彩色立面図 (6) 外観パース図（彩色） (7) 現況写真 (8) 工程表
開発行為又は特定 開発行為	(1) 開発概要（以下についての概要） ・ プロジェクト名、開発区域面積、予定建築物及び用途 ・ プロジェクトマネージャー、設計者、施工者 ・ 開発者の事業概要及び開発実績 等 (2) 位置図 (3) 敷地及び外構配置図 (4) 造成計画図（平面・断面） (5) 土地利用計画図 (6) 伐採計画平面図（残置・造成森林の範囲・面積のわかる図表） (7) 外観パース図（彩色） (8) 現況写真 (9) 工程表
樹木の伐採	(1) 伐採計画概要（以下についての概要） ・ 伐採面積、伐採目的、伐採期間、主な樹種及び樹齢 ・ 伐採施主の事業概要、伐採施工者 ・ 伐採後の土地の利用計画 等 (2) 植樹計画概要（以下についての概要） ・ 植樹面積又は本数、樹種、植樹期間 等 (3) 位置図 (4) 敷地配置図 (5) 伐採/植樹計画図 (6) 現況写真

	(7) 工程表
土石・資材・その他の堆積	(1) 堆積計画概要（以下についての概要） ・ 堆積物の種類、数量、高さ及び面積、目的、堆積期間 ・ 堆積を行う者の事業概要 等 (2) 位置図 (3) 敷地配置図 (4) 平面及び断面図 (5) 現況写真 (6) 工程表

別表第 4（第 8 条第 6 項関係）

行為	図書の種類
建築物の建築等又は工作物の建設等	(1)別表第 3 に定める資料（説明会配布資料）の内容 (2)雪対策及び堆雪処理の方法 (3)駐車場の確保 (4)取水・排水計画 (5)伐採・植栽等の緑化計画 (6)説明会を開催する者の住所、氏名及び連絡先 (7)その他計画によって景観に影響を与えうる内容
開発行為又は特定開発行為	(1)別表第 3 に定める資料（説明会配布資料）の内容 (2)造成計画の概要（切盛土・擁壁・法面等の設置状況） (3)道路計画、道路除雪及び雪処理の方法 (4)道路、法定緑地等の帰属 (5)配電計画及び無電柱化への対応 (6)取水・排水計画及び放流先 (7)伐採・植栽等の緑化計画 (8)説明会を開催する者の住所、氏名及び連絡先 (9)その他計画によって景観に影響を与えうる内容
樹木の伐採	(1)別表第 3 に定める資料（説明会配布資料）の内容 (2)伐木の処理方法、搬出計画及び搬出経路 (3)伐採に伴う造成の状況 (4)説明会を開催する者の住所、氏名及び連絡先 (5)その他計画によって景観に影響を与えうる内容
土石・資材・その他の堆積	(1)別表第 3 に定める資料（説明会配布資料）の内容 (2)堆積物を搬入車両の交通量や経路 (3)説明会を開催する者の住所、氏名及び連絡先 (4)その他計画によって景観に影響を与えうる内容

別表第 5（第 9 条第 1 号関係）

対象地域 駅前周辺重点地域			
行為の区分等			規模等
法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する行為	西 3 丁目通り地区及び駅前通り地区	(1) 新築又は移転	なし
		(2) 増築又は改築	増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が 10 平方メートル
		(3) 外観を変更する 修繕、模様替え又は色彩の変更	なし
	その他の地区	(4) 新築又は移転	高さ 10 メートルかつ建築面積 100 平方メートル
		(5) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(4)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が(4)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が(4)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が 10 平方メートル
		(6) 外観を変更する 修繕、模様替え又は色彩の変更	(4)に規定する規模
法第 16 条第 1 項第 2 号に規定する行為		(7) 新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第 3 条第 1 号に掲げる工作物 高さ 1 メートル（建築物または工作物に附属して設置されるものは全て） イ 第 3 条第 2 号から第 4 号に掲げる工作物 高さ 10 メートル（建築物に附属して設置されるものは全て） ウ 第 3 条第 5 号から第 10 号に掲げる工作物 高さ 10 メートルかつ築造面積 300 平方メートル エ 第 3 条第 11 号に掲げる工作物 高さ 5 メートルかつ一団の築造面積 100 平方メートル オ 第 3 条第 12 号に掲げる工作物 モジュールの

		合計面積 100 平方メートル
	(8) 増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(7)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が(7)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が(7)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が 10 平方メートルかつ高さが増さないとき
	(9) 外観を変更する 修繕、模様替え又は色彩の変更	(7)に規定する規模
法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが 3 メートル
条例第 9 条第 2 項第 1 号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが 3 メートル
条例第 9 条第 2 項第 2 号に規定する行為		4 本（住宅に属する庭木は全て）
条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する行為		当該対象物の面積が 330 平方メートルまたは堆積期間が 30 日以下のとき

対象地域 駅前周辺重点地域以外の全ての地域		
行為の区分等		規模等
法第16条第1項第1号に規定する行為	(1)新築又は移転	高さ10メートルかつ建築面積300平方メートル
	(2)増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の建築物の規模が(1)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の建築物の規模が(1)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の建築面積の合計が10平方メートル
	(3)外観を変更する 修繕、模様替え又は色彩の変更	(1)に規定する規模
法第16条第1項第2号に規定する行為	(4)新設又は移転	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 第3条第1号に掲げる工作物 高さ3メートル（建築物または工作物に附属して設置されるものは全て） イ 第3条第2号から第4号に掲げる工作物 高さ10メートル（建築物に附属して設置されるものは全て） ウ 第3条第5号から第10号に掲げる工作物 高さ10メートルかつ築造面積300平方メートル エ 第3条第11号に掲げる工作物 高さ5メートルかつ一団の築造面積100平方メートル オ 第3条第12号に掲げる工作物 モジュールの合計面積100平方メートル
	(5)増築又は改築	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める規模 ア 増築前又は改築前の工作物の規模が(4)に規定する規模以下のとき 増築後又は改築後の工作物の規模が(4)に規定する規模 イ 増築前又は改築前の工作物の規模が(4)に規定する規模を超えるとき 増築又は改築に係る部分の築造面積の合計が10平方メートルかつ高さが増さないとき

	(6) 外観を変更する 修繕、模様替え又は色彩の変更	(4)に規定する規模
法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが 3 メートル
条例第 9 条第 2 項第 1 号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートルかつ当該行為に伴い生ずる法面又は擁壁の高さが 3 メートル
条例第 9 条第 2 項第 2 号に規定する行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 平方メートル
条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する行為		当該対象物の面積が 1,000 平方メートルまたは高さ 3 メートルまたは堆積期間が 30 日以下のとき

別表第 6（第 9 条第 2 号関係）

行為の区分等			規模
第 3 条 第 13 号に掲げる工 作物	(1) 新設又は 移転	眺望道路の路端から 20 メートル以内の地 域	高さ 10 メートル
		上記以外の地域	高さ 15 メートル
	(2) 更新	位置変更が 3 メートル 以内のとき	更新後の規模が (1) に規定す る規模又は高さが増さないとき
		位置変更が 3 メートル を超えるとき	(1) に規定する規模
	(3) 柱・塔類の外観変更又は色彩の変更		(1) に規定する規模又は附属 物のみ変更のとき

別表第 7（第 28 条関係）

大規模 行為	会議の 時期	図書の種類
第 25 条 第 1 号アに規 定する建築 物の建築等	構想 段階	(1) 事前協議開始届出書の添付図書 (2) 次に掲げる事項の説明資料 ア 計画建築物及びそこで営まれる事業の概要 イ 計画建築物の設計方針（特に外構及び外観） ウ 周辺環境への影響及び対策概要 エ 町民等公共公益への配慮及び貢献内容 オ その他景観形成に係る資料 (3) 計画建築物の立体模型、イメージパース又は VR モデル
	設計 段階	(1) 上欄第 1 号及び第 2 号に掲げる図書（構想段階における 景観デザイン会議のものから更新された最新のもの） (2) 次に掲げる事項の説明資料 ア 構想段階における景観デザイン会議であった意見への 対応状況 イ 建築物（附属物を含む）の意匠、色彩及び外構 ウ 建築物に附属又は敷地内に設置する屋外広告物の意 匠、色彩及び規模 エ その他景観形成に係る資料 (3) 計画建築物の立体模型、イメージパース又は VR モデル
第 25 条 第 1 号イに規 定する開発 行為又は特 定開発行為	設計 段階	(1) 事前協議開始届出書の添付図書 (2) 次に掲げる事項の説明資料 ア 土地利用計画及び予定建築物の概要 イ 土地利用計画及び森林保全における方針 ウ 周辺環境への影響及び対策概要 エ 町民等公共公益への配慮及び貢献内容 オ その他景観形成に係る資料

別表第 8（第 30 条関係）

区分	図書の種類
1．計画全般について	(1) 計画コンセプトの説明資料 (2) 地区景観デザイン計画概要 (計画区域面積、計画区域内事業の概要、計画区域全体の予定宿泊収容人数等) (3) 計画区域の土地所有者等一覧 (4) 計画区域内の現況写真 (5) 計画区域内全体の工事計画表 (6) 人間の目線の高さで描いた計画区域内のイメージパース図 (7) 条例第 30 条第 3 項第 2 号に掲げる基準等
2．開発行為等計画について	(1) 開発行為等概要 (造成計画、伐採及び残置森林の範囲、緑化修景、オープンスペースの配置、屋外駐車場や車路の範囲及び取水排水計画等) (2) 土地利用計画予定図
3．予定建築物及び工作物について	(1) 建築概要 (予定建築物及び工作物の規模（建蔽/容積率、高さ及び各階の床面積等）、各階の用途及び建築物毎の予定宿泊収容人数等) (2) 予定建築物及び工作物の計画配置図
4．その他	その他地区景観デザイン計画の内容に係る図書